

新	旧																														
<p>第1条（略）</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。 （1）～（19）（略） （20）別表に定める事項<u>その他の経営委員会が特に必要と認める事項</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 経営委員会は、<u>第1項第18号</u>に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>6 経営委員会は、<u>第1項第19号</u>に基づき理事が欠格事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。</p> <p>第3条～第12条の2（略）</p> <p>別表（第2条第1項第20号関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr> <tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>第9条第2項に規定する措置に関する事項</td></tr> <tr><td>4</td><td>役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</td></tr> <tr><td>5</td><td>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</td></tr> <tr><td><u>6</u></td><td><u>経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項</u></td></tr> <tr><td>7</td><td>基本ポートフォリオの検証結果</td></tr> <tr><td>8</td><td>年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が1億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）</td></tr> <tr><td>9</td><td>規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）</td></tr> </table>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第9条第2項に規定する措置に関する事項	4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	<u>6</u>	<u>経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項</u>	7	基本ポートフォリオの検証結果	8	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が1億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）	9	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）	<p>第1条（略）</p> <p>（経営委員会の権限等）</p> <p>第2条 次に掲げる事項は、経営委員会の議決を経なければならない。 （1）～（19）（略） （20）<u>別表に定める事項</u> <u>（21）その他経営委員会が特に必要と認める事項</u></p> <p>2～4（略）</p> <p>5 経営委員会は、<u>前項第18号</u>に基づき理事長が欠格事由に該当すると認めるときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。</p> <p>6 経営委員会は、<u>前項第19号</u>に基づき理事が欠格事由に該当すると認めるときは、理事長に対し、当該理事の解任を求めることができる。</p> <p>第3条～第12条の2（略）</p> <p>別表（第2条第1項第20号関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1</td><td>投資原則及び行動規範の変更</td></tr> <tr><td>2</td><td>役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項</td></tr> <tr><td>3</td><td>第9条第2項に規定する措置に関する事項</td></tr> <tr><td>4</td><td>役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）</td></tr> <tr><td>5</td><td>役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項</td></tr> <tr><td>6</td><td>規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）</td></tr> </table>	1	投資原則及び行動規範の変更	2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項	3	第9条第2項に規定する措置に関する事項	4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）	5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項	6	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）
1	投資原則及び行動規範の変更																														
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																														
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項																														
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）																														
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項																														
<u>6</u>	<u>経営委員会における組織又はプロジェクトの設置又は改廃に関する事項</u>																														
7	基本ポートフォリオの検証結果																														
8	年度計画の議決前に調達手続きが必要な概算所要額が1億円を超える事項（ただし、中期計画に予算計上されているものを除く。）																														
9	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）																														
1	投資原則及び行動規範の変更																														
2	役職員の職務に係る倫理及び規律の保持に関する事項																														
3	第9条第2項に規定する措置に関する事項																														
4	役員が管理運用法人と利益が相反する行為を行おうとする場合における当該行為に関する事項（議決にあたっては、当該行為についての重要な事実を開示しなければならない。）																														
5	役員がその任務を怠ったことにより管理運用法人に対して負う責任の全部又は一部の免除に関する事項																														
6	規程等の制定等に関する規程別表「形式の区分」に定める「規程」に関する事項（ただし、監査委員会が制定、変更又は改廃の権限を有するものを除く。）																														

新	旧
附 則 (略)	附 則 (略)

附 則 (令和2.3.9改正)

この改正は、令和2年3月9日から施行する。